各種支援金申請に関わるご質問 Q&A

Q1. 各種支援金の利用期限はありますか?

A1.【ゆめ育成支援金】

25歳の誕生日を迎えるまでご利用いただけます。

ポイントは積み立てることができますので、ご希望にあわせて申請ください。

【ゆめ応援支援金】

第1期（0歳～ 15歳まで）は16歳の誕生日を迎えるまで、第2期（16歳～ 24歳まで）は25歳の誕生日を迎えるまでご利用いただけます。なお、第1期でご利用にならなかったポイントについては第2期に繰り越しすることはできません。

Q2. 各種支援金はどういったことに利用できますか?

A2. 各種支援金はゆめを見つけたり、育てていくことだったり、ゆめの実現に向けた一歩を後押しすることを目的としています。お子さまが描いている「ゆめ」に関わることであればご利用いただけます（利用内容がゆめに関係ない、公序良俗に反する場合はご利用いただけません）。

また、幼少期のお子さまにつきましては、保護者さまの想いに沿ってご利用いただくことも可能です。

「ゆめに向かってやってみたいことがあるけど、支援金が利用できるかわからない」等の不明点がありましたらお気軽に事務局までお問い合わせください。

Q3. ゆめ応援支援金の面談内容について教えてください。

A3. 面談はZoom等を利用して、約30分程度実施します。ご提出いただいたヒアリングシートやライフプランシートまたは作文をもとに、ゆめの内容や利用内容等についてお伺いし、利用内容について決定していきます。

なお、この面談は支援金のお支払いについて決定するような面談ではありません。思い描いているゆめについて自由にお話いただければと思います。

＜お問い合わせ先＞

一般社団法人ともにつくるゆめ基金事務局

〒108－0023　東京都港区芝浦3－2－22　田町交通ビル2階

電話：03-6809-3130　受付時間：平日10:00～17:00

メールアドレス：info@tomoni-yume.org

ホームページ：https://www.tomoni-yume.org

資料ダウンロード用パスワード「yumekikin」

2021C003

支援金申請手続きのご案内

ともにつくるゆめ基金

ゆめ育成支援金について

ゆめ育成支援金は、お子さまがゆめを探す、見つける、育てていくために必要な物・サービス・経験等に対して支援するプログラムになります。
お子さまのやってみたいこと、ゆめを広げていくために必要なもの・経験等に対して幅広く支援していきます。
※支援内容の決定にあたり面談等は実施しません。

ご提出いただく書類について

（1）ゆめ育成支援金ヒアリングシート

ゆめ育成支援金申請時に最初に基金事務局へご提出いただく書類となります。支援対象者のゆめの内容やゆめ育成支援金の利用内容についてご確認させていただきます。

（2）支援金請求書

ご提出いただいたゆめ育成支援金ヒアリングシートを基金事務局内で確認させていただいた後、支援対象者へ支援金請求書を送付します。必要事項を記入のうえ、レシート等の明細とともにご返送いただきます。

ゆめ育成支援金の手続きの流れ

支援を受けられる方	ゆめ基金事務局
ヒアリングシートの提出 申請時に最初にご提出いただく書類です。 ヒアリングシートは定期的にゆめ基金よりお送りします。お手元にない場合は、基金事務局までお問い合わせください。	**支援希望内容の確認** ヒアリングシート受領後、基金事務局にてゆめの内容と支援金のつかいみちについて確認を行います。
支援内容の実行 決定通知書がお手元に届きましたら、内容についてご確認いただき、支援内容を実行（物品やサービスの購入等）してください。	**支援内容決定通知書と支援金請求書の送付** 基金事務局にて支援内容を確定しましたら、決定通知書と支援金請求書をお送りします。
支援金請求書の提出 支援内容を実行いただきましたら支援金請求書に必要事項のご記入と物品やサー ビスの購入時に取得したレシート等の明細のコピーを貼り付けのうえ、基金事務局までご提出ください。	**支援金のお支払い** 支援金請求書を受領後、約1～2週間程度でご指定の金融機関口座に支援金をお振込みします。 お振込みにあたり支払通知書を発送しますので内容についてご確認ください。

ゆめ応援支援金について

ゆめ応援支援金は、ゆめの実現に向けて具体的なアクションを起こしていくステージにおいて、サービス・経験等に対して支援するプログラムになります。
ゆめに向かってどういったステップが必要なのか等について、基金事務局との面談（Zoom 等）を通じて、ゆめを明確化していただき、支援内容を決定していきます。

ご提出いただく書類について

（1）ゆめ応援支援金ヒアリングシート

ゆめ応援支援金申請時に最初に基金事務局へご提出いただく書類となります。支援対象者のゆめの内容やゆめに向かってやってみたいこと、ゆめ応援支援金の利用内容についてご記入いただきます。

（2）ゆめ応援支援金ライフプランシート【16 歳以上の方のみ対象】

ゆめの実現に向けた具体的なステップについてご記入いただきます。用紙はゆめ応援支援金ヒアリングシートご提出後に基金事務局よりお送りします。

（3）作文（400字詰め作文用紙1枚程度）【9歳～15歳の方のみ対象】

ゆめの内容や支援金のつかいみち等をテーマにご記入いただきます。
作文用紙はゆめ応援支援金ヒアリングシートご提出後に基金事務局よりお送りします。
※８歳以下の方については面談のみ実施します。

（4）支援金請求書

面談を実施し支援内容について決定した後、支援対象者へ支援金請求書を送付します。必要事項を記入うえ、レシート等の明細とともにご返送いただきます。

ゆめ応援支援金の手続きの流れ

支援を受けられる方	ゆめ基金事務局
ヒアリングシートの提出	**提出課題と面談日程確認書の送付** ヒアリングシート受領後、面談の実施に向けた提出課題（ライフプランシートまたは作文）と面談日程確認書をお送りします。
課題（ライフプランシートまたは作文）と面談日程確認書の提出	**面談日程の調整と確定のご連絡** 面談日程について調整させていただき、基金事務局より面談日時についてご連絡します。
面談の実施 面談はお一人約 30 分程度で行っています。内容はご提出いただいたライフプランシートや作文をもとに、ゆめのことや、やってみたいこと等についてお伺いし、支援内容について事務局と一緒に決定していきます。	
支援内容の実行	**支援内容決定通知書と支援金請求書の送付**
支援金請求書の提出	**支援金のお支払い**